セクシュアリティとシティズンシップ

ダレン・ラングドリッジ ィギリス, ォープン大学 (田中彰吾訳)

〔第 31 回文明研究所講演会〕 2015 年 1 月 23 日

以下の文章は、2015年1月23日に東海大学湘南校舎にて実施された講演の音声記録にもとづいて、大意を邦訳したものである。元の講演内容に忠実な訳出を心がけたことは言うまでもないが、元が話し言葉であることを考慮し、一言一句訳すことはしていない。同内容が繰り返されている冗長な箇所や、その場の聴衆のみに向けられた即興の発言は削除し、読みやすい日本語にすることを優先した。

講演者のダレン・ラングドリッジ氏は、現在、イギリスのオープン大学の心理学科に所属しており、2014年まで学科長を務めていた。専門は、現象学と解釈学にもとづく心理学で、質的研究にもとづく独自のナラティヴ・アプローチを展開している。この方面の主著として『Phenomenological Psychology』(Pearson、2007. 現在、邦訳作業が進行中で2016年中に刊行予定)がある。

質的研究はインタビューを中心とする方法論で、インタビュー調査が実践されるフィールドは多様である(日本でも、質的研究は心理学だけでなく、看護、教育、福祉といった領域に広がっている). ラングドリッジ氏の主なフィールドはセクシュアリティの領域であり、著書でも、ゲイ男性へのインタビュー調査にもとづく研究がしばしば引用されている. 彼はまた、現象学的心理学の立場に依拠する心理臨床家でもあって、性的マイノリティの心理的支援に従事している.

近年は性的マイノリティの社会的権利について研究の重心をシフトさせつつあり、古典的な心理学者としての仕事よりは、セクシュアリティと社会についての言及が増えつつある。本文を参照していただければ分かるであろうが、彼が強く意識しているのは、近代社会が前提としてきた異性愛主義のイデオロギーをどう乗り越えるか、という論点である。この方面での彼の仕事は、『Understanding Non-Monogamies』(Meg Barker との共編、Routledge から 2010 年刊)に詳しい。

結婚制度や親権という論点をめぐって、性的マイノリティの社会的権利について、日本でも少しずつ議論が活発になりつつある。今回の講演「セクシュアリティとシティズンシップ」をここに訳出することで、日本での議論を多少ともうなが

す一助となれば幸いである.

1. イントロダクション

セクシュアリティとシティズンシップが今日のテーマになります。このテーマの底流にあるのは、シティズンシップ(市民性)という概念を問い直すことです。シティズンシップが何を意味するかということは、常識的にはよく理解されていますが、社会理論から見ると批判もされていますし、その批判を受けてこの概念も変化してきています。本日は、伝統的なシティズンシップ概念から話を始め、それに対する批判(フェミニズムによる批判)を経由して、「性的シティズンシップ(セクシュアル・シティズンシップ)」の概念についてご説明します。性的シティズンシップについては、その概念の構築に私自身も加わっています。この概念について考えるため、今日はひとつの事例に着目します。それは「父親になる」ということ――ゲイ、バイセクシュアル、クィア、およびクエスチョニング(訳注:自身の性のあり方に疑問を持つ人)の人々がどのように父親になるのか、ということです。

今日、産業化された諸国においては、事態がやや急速に 変化しつつあります。たとえば、イギリス、ヨーロッパ諸国、 アメリカを中心とする北米などでは、セクシュアル・マイノ リティと国家との関係が変わりつつあります. 同性婚が認め られ、広がりつつあり、それにともなって、レズビアン、ゲイ、 バイセクシュアル、トランスジェンダーが親になる機会も増 えてきました. こうした展開は、常識的な理解に対して挑戦 をもたらすものですが、生産的な挑戦であるとも思っていま す. すなわち、現状を批判的にとらえ直し、新たな思考様式 を生み出す挑戦です。 まさにこの点について、私自身も関心 を寄せています. 私は現象学と解釈学を専門にしており、ま た、その立場に依拠する心理療法家としてクライエントにか かわっています。そこでは、私たちがどのようにものの見方 を変え、新しい理解を生み出すことができるのかが重要です. ニーチェの言う「遠近法的展望の転換」を実践し、従来とは 異なる世界観を拓くことが重要なのです。今日は、新しい世

界観を生み出すこと、それとともに、差異と多様性に向かって文化の境界を押し広げることに挑戦してみましょう.

2. シティズンシップ再考

近年、シティズンシップについては数多くの議論がなされています。背景にあるのは移民の増加です。イギリスや他のヨーロッパ諸国においては、他の地域から移住してきた人々が急激に増えた結果、さまざまな緊張が生まれただけでなく、もともとこの地域に住む人々にとっても、国家に帰属することの意味について考える機会が多くなりました。国家に帰属するとはどういうことか、個人や集団と国家との関係はどのようなものか、こうしたことは政治学においては長年議論されてきたことです。しかし近年、国民の一人として国家に帰属するということ以上に、シティズンシップの概念は広がりつつあります。

もともと、シティズンシップとは、人々が特定の集団また は共同体に帰属し、それに関連する権利と責任をもって参加 するしかたを指す概念です. これは双方向的な概念です. 私 たちは国家の一員となる権利を持つとともに、それにともなう 責任を負うということです。シティズンシップの概念は、T・ H・マーシャルの仕事の1950年の仕事とともに発展を見ま したが、彼は社会階級との関連においてシティズンシップに ついて考察しました。彼によると、市民には、法的、政治的、 福祉的という三種類の権利があります. マーシャルがとくに 発展させたのは福祉的権利の考え方ですが、新自由主義の 文脈では福祉的な観点は好まれず、シティズンシップには法 的,政治的権利のみが含まれることになります.しかし重要 なのは、マーシャルが1950年の段階で、個人と国家の関係 について批判的に問い直し、社会階級との関連において、進 歩的なしかたでシティズンシップの概念を拡大しようとして いたということです.

R・リスター(訳注:イギリスのフェミニスト理論家)は、シティズンシップが勢いのある概念だと述べています。というのも、それは何度も取り上げ直され、そのたびに、これまで光の当たらなかった現象が有益なしかたで理論化されてくるからです。つまり、シティズンシップという概念には、ものごとがどのようであるかを描写するだけでなく、ものごとについて新たな方法で理解するしかたを提供する力があるのです。彼女はとくに、周縁化されたマイノリティ・グループが社会

的正義をもとめて苦闘するさいに、シティズンシップの概念 がその力を発揮すると論じています. 私もこの点に同意する ものです.

ところで、伝統的には個人と国家の関係を焦点としてきたシティズンシップの概念ですが、近年はこれを拡大する方向で議論がなされつつあります。権利や責任として規定されるような、国家に対する個人の地位だけでなく、個人が行っているさまざまな実践に焦点を当てるようになりつつあるのです。たとえば、アイシンとウッド(訳注:二人ともカナダのヨーク大学に所属する政治学者)は、「体制における個人のメンバーシップを規定する文化的・象徴的・経済的な一連の実践、および市民的・政治的・社会的な権利と義務の東」というようにシティズンシップを再定義しています。つまり、ここでのシティズンシップ概念はたんなる地位ではなく、個人が、どのような実践を通じて世界に関与しているかが焦点化するものであると言えるでしょう。

また、伝統的なシティズンシップ概念には別の角度からの 批判もあります. ひとつは普遍主義の問題で、シティズンシ ップ(市民性)という概念で前提とされる市民は、特定の種 類の人や集団から切り離された抽象的なものだったというこ とです. これは、表面的に見れば、シティズンシップが普遍 的な概念であって、万人に平等なものだったということを意 味します. レズビアンであれ、ゲイであれ、バイセクシュア ルであれ、ヘテロセクシュアルであれ、同じ市民であるとい うことになります. しかしながら、実際に社会に生きる人々が 手にできる権利を見てみれば、その権利は平等なものではあ りません. ですから、事実上、シティズンシップは普遍的な 概念ではないのです。普遍的な概念として万人に平等なもの である一方、人々が生きている現実においては平等ではなく. 両者のあいだに齟齬があります。人口統計学的に見て、人々 はさまざまに分類されます。男性、女性、民族的な差異、年 齢の違い、障害の有無、セクシュアリティ、ジェンダーなど です、これらすべての側面が、社会生活において獲得できる 権利に影響を与えます. すべての側面において平等な権利 が実現されている社会はありません。ですから、シティズン シップは普遍的な概念だといっても、私たちが生きるありの ままの現実はもっと複雑なものです.

この点は、人々がみずからのアイデンティティにもとづく 権利主張をするようになって以来、シティズンシップ研究で

も考慮されるようになってきました。たとえば、フェミニズム の興隆や、ゲイの権利を主張する組織を挙げることができま す. これらは、そこに参加している人々のアイデンティティ にもとづく権利を主張しているわけです。こうして、シティズ ンシップの概念はアイデンティティと結びつくことになります. 各人のアイデンティティが社会において獲得できる権利を左 右することになるのですから、これは普遍主義に課題を突き つけるものです. こうした展開を踏まえて, 差異に中心を置 くシティズンシップが議論されるようになりました. 人々に共 通の普遍主義的な地位を説明しつつ、個々人が持つ差異を 包含できるような概念へと、さまざまな理論的な挑戦が始め られたのです.多元主義、ポスト構造主義、ポストモダニズ ムといった新たなアプローチが出現しました。これらに共通 しているのは、統一的な主体という概念――固定的で、安定 的で、単一の主体性を持つ人間という見方――への批判で す. 新たなアプローチでは、流動性、可動性、多様性などが 主体のポジションとの関係で強調されます.

3. フェミニスト理論におけるシティズンシップ

フェミニズムにおいては、活発にシティズンシップの概念 が議論されてきました. やや長くなりますが、R・リスターの 著作を引用します.

フェミニストの理論家たちが暴露したのは、抽象化によって、市民として資格を与えられた個人に備わる本質的に男性的な諸特徴がおおい隠されてきたということである。これにより、市民がそれを示すよう期待される公平性、合理性、独立性、政治的自律性などの性質は、伝統的なシティズンシップをかたどる二分法的思考に含まれている男性的諸性質だと判明したのである。古典的なダブル・バインド状況において、物理的もしくは比喩的に、女性は家族の私的領域へと追い払われた。女性はこれらの性質を見せないという理由から、また、女性は家族の私的領域に結びついているという理由から、女性は市民的諸性質を発展させることはできないとみなされたのである(Lister, 2003, pp. 71-72)

鍵になるポイントは、シティズンシップの概念で前提とされてきた市民(シティズン)は、暗に男性だとみなされていたということです。外見上の特徴が男性であるということで

はなく、政治に関与する市民に期待される各種の特徴的性質――たとえば合理性、独立性、政治的自律性といったこと――が、男性のそれであったということです。女性はこれらの性質を持たないと見られ、また他方で家族との結びつきが強いという理由で、私的な家族の領域へと追いやられたとリスターは主張します。

フェミニスト理論が明らかにしたのは、従来のシティズンシップ概念が男性を暗黙の前提としていたということです。 伝統的な市民とは、「戦士としての男性(warrior male)」であり、家庭の外に出て、公的領域で活動し、個人として政治に関与し、他の個人と関わっていく、そうした存在として考察されてきました。ここには二つの論点が含まれています。ひとつは、公と私を区別し、前者を政治的領域、後者を家庭と位置づけ、明確に線引きすること。いまひとつは、市民たる存在は抽象的な個人であって身体化されておらず、だからこそ男性のみと暗に結びつけられてきたということです。脱身体化した男性というモデルでは、女性は排除されざるを得ません。女性は伝統的に、性的で、情動的で、子どもを宿し、家庭を守る存在とされてきたからです。

フェミニスト・シティズンシップの理論家たちは、こうした 二分法や抽象化に対抗する理論を模索してきました。それは必ずしも、女性が男性のようにならねばならないということを意味しません。また、男性が女性のようにならねばならないということでもありません。そういうことではなく、隠れた前提として、普遍主義の誤りを批判的に明らかにしていくことが重要なのです。ただし、今度はフェミニスト理論そのものが新たな挑戦にさらされることにもなります。つまり、市民が一元的ではないのと同様に、女性もまた一元的ではないかもしれないからです。女性にもさまざまな文化的差異があり、異なる文化にいる女性は異なる性質を持っているかもしれません。アメリカのフェミニズムではこの点が鋭く意識されました。たんに「女性」という言い方では、中産階級に属する、西洋の女性が前提とされてしまうからです。

抽象的で普遍的な市民概念を批判するという観点からすると、ジェンダーだけでなく、民族性、障害、セクシュアリティ、その他のさまざまな生の要因を考慮することが必要になります。リスター自身も、「差異化された普遍主義」という考えを示唆し、それによって、個人と普遍との緊張関係に言及しようとしています。つまり、ジェンダーその他のさまざまな特

徴を持つ個人と、普遍的概念としてのシティズンシップとの あいだの緊張をとらえようと試みているのです。他のアプロ ーチも含め、シティズンシップ概念を再考する試みは、流動 性や差異、多元性といった観点を重視して主体をとらえよう としています。ですから、シティズンシップが問題とするのは、 たんに政治的で公的な領域というわけではなく、家庭にまで 拡大することになります。また、こうしたアプローチでは対話 が重視されます。対話に参加することを通じて、経験の地平 を拡大していくことが可能になるからです。

4. セクシュアリティとシティズンシップ

以上を念頭に置いてセクシュアリティについて考えてみましょう。フェミニズムが道を敷いたことで、セクシュアリティの研究者たちも、セクシュアリティとシティズンシッップとの関係を考えることができるようになりました。シティズンシップはもちろん、市民の地位、市民と国家との関係を問題にするわけですが、それは他方ではさまざまな実践でもあります。つまり、それを通じて、私たち個々人がより広い公共圏に関与していく各種の実践です。差異に中心を置くシティズンシップのモデルは、それぞれの実践がどのように異なった影響をシティズンシップに与えるのかを見極めようとします。たとえば、さまざまな国においては、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、クィア、クエスチョニング―― LGBQQ ――を婚姻制度から排除しています。

性的シティズンシップ(Sexual Citizenship)という概念は、D・エヴァンス(訳注:イギリスの研究者で、性教育と公衆衛生の専門家)によって1993年に提唱されたものです。彼の関心は、性的アイデンティティにまつわる実践が国家や市場にどのようにつながっているかという点にあり、性の商品化に最初は焦点を当てていました。この概念をさらに発展させたのはJ・ウィークス(訳注:イギリスの社会学者)です。彼は、性的市民の登場を導く社会的変化には三つの側面があると指摘しています。第一は関係性の民主化、第二に、新たな性的主体の出現、第三に、新たな性の物語の発展、です。「関係性の民主化」は、社会学者のA・ギデンスが「自己の再帰的プロジェクト」と呼んだものに関係します。すなわち、後期近代においては関係性がますます民主的で対等なものになってゆきます。第二の論点は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、クィア、トランスジェンダーなど、さまざま

な性的アイデンティティを持つ主体が社会に登場することです。これらの主体は、それぞれのアイデンティティにもとづく特定の権利主張を持っています。そして第三に、こうした変化は、さまざまな新しい種類の性にまつわる物語を生み出していくことになります。性の物語は、私たちが自身の人生について語る物語でもありますが、そこには個人的な政治の問題も含まれてきます。

性的シティズンシップという言い方は矛盾をはらんでいます。というのも、セクシュアリティは伝統的には私的領域の一部として理解されてきたのに対し、シティズンシップは公的領域に結びつけて理解されてきたからです。最初にこの二つの言葉が結びついたときは、とても変わっていると見られました。しかしこれは、セクシュアリティが公的なものに変化したことの帰結でもあります。セクシュアリティは、少なくとも西洋社会においては、私的な現象であるのと同程度に公的な現象になりつつあります。したがって、性的シティズンシップの登場は、新たな社会運動が発展した結果ということになります。この社会運動は、二つの契機によって特徴づけられます。ひとつは「侵犯(transgression)」であり、現状や規範に対する批判的な構えを持つ契機です。いまひとつは「シティズンシップ」で、権利と責任を付与されることで、人々が国家へと包摂されていく契機です。

クィア理論のなかには、性的シティズンシップという考え 方について、侵犯から帰属へと移行するものだとして批判す るものもあります。というのも、国家に帰属することで、クィ アとしてのラディカルなアイデンティティが失われることが 危惧されるからです。侵犯的性質を失うと、クィアは現状や 規範に反しないものになり、国家に取り込まれて固有の力を 失ってしまうという危惧です。これに対して、侵犯的なクィア の政治と、同化的なアイデンティティの政治、両者がなけれ ば進歩は得られないと主張するJ・ギャムソン(訳注:アメリ カの社会学者)のような人物もいます。私自身は、侵犯とシ ティズンシップとのあいだに、弁証法的な関係が必要だと考 えています。そうでなければ、両者ともその生き生きとした 性質を失ってしまうのではないかと思うからです。

私の考える弁証法は、P・リクール(訳注:フランスの哲学者で、解釈学の代表的論客)のイデオロギーとユートピアの弁証法の考えにもとづくものです。ここでは簡単に触れるだけにとどめます。通常、政治の世界においてイデオロギーと

ユートピアは別々に考えられていますが、ここに弁証法的関係を見出している点で、リクールの考え方はユニークなものです。リクールは、イデオロギーとユートピアの作動に三つの水準を区別します。表面的レベルでは、イデオロギーは現実を歪曲するものとして現れますが、もっとも深いレベルでは、イデオロギーはそれ自身の同一性を保ちつつ統合され、現状を打ち破る批判的な想像力を提供します。

私は、この両者の関係が、侵犯とシティズンシップの関係 を考えるうえで有益であると考えています. シティズンシッ プはある意味で、三つのレベルすべてに現れるイデオロギ ーです. それは潜在的には歪曲するものです. とはいえ, 他 方でそれは、社会を統合的に維持するものでもあります、侵 犯はというと、フェミニズム、黒人解放運動、障害者運動、 LGBTQQ による権利主張など、これらすべてが侵犯の契機 を持っています. そしてある意味では、ユートピアの可能性 をはらんでいると思います。これらは、リクールの言う「どこ からでもない眺め」を提供しうるものです。つまり、社会のな かにポジションを与えられていないからこそ、現状に対する 批判的な想像力を提供できる解釈学的な装置になりうるとい うことです、これらの運動が社会におけるどのような現象とし て生じ、シティズンシップとの関係において何を意味するの か理解することが、侵犯とシティズンシップの弁証法の要点 です.

5. 父親になることをめぐって

ここで、具体的な事例についてお話ししましょう。父親になることについて、若いゲイ男性の見方を調査した研究プロジェクトの成果になります。数年前に実施したもので、サンプル数はあまり多くありませんが、インタビューにもとづく現象学的で質的な研究を行いました。したがって、問題は数ではなく、人々の経験の質について明らかにすることが焦点でした。私の関心は、ゲイ男性には子どもが欲しいという欲求があるかどうか、もしあるとしたら、彼らはその欲求をどのように経験しているのか、ということにありました。今日、イギリスやヨーロッパではレズビアン家族が増えています。このような新しい性の物語がゲイの親子関係にも生じているのかどうかを明らかにする目的もありました。多くの人々にとって、親になることは異性愛を前提とする地位でしょう。もちろん、異性愛夫婦にもさまざまな場合があって、子どもを持たない

カップルや子どもを持てないカップルもいます. ただ, そうは言っても, 多くの文化においては, 異性愛夫婦なら子どもを持つのが当たり前というのが規範的な理解でしょう. 今日では, 子どもを持つことは, レズビアン, ゲイ, バイセクシュアルにとっても現実的な選択肢になりつつあります. 分担養育, 養子, 里親, 代理出産などの制度を通じて可能になっているのです.

さて、家族は、市民としての資格付与において重要な役割 を果たしています. 国家においても、社会においても、市民 としての権利や責任は、家族の一員という地位とともに与え られるものです. それゆえ, 近年, LGBQ 家族が異性愛家 族と同様に扱われるかどうかということをめぐって議論が重 ねられてきました。 関連する研究の結果はきわめて明快なも のです、どのような家庭で育っても、子どもたちについては 大きな違いは見られないのです. LGBQ 家族で育った子ど もたちは、異性愛家族で育った子どもたちと比べ、より優れ ているわけでもないし、劣っているわけでもありません (にも かかわらず、これらの家族に対する偏見と抵抗はあります). ヨーロッパと北米、その他の地域においても変化は生じてお り、LGBO の結婚が増え、家族を持つようになり、国家がそ れを承認するようになってきています. それにより、LGBO の関係性が広く受け入れられるようにもなってきました。ただ し、これは両刃の剣です、対等な市民として認められ、権利 と責任が付与される一方で、他の人々と同じでなければなら ず、規範に同化することが求められるようになります。

ここには、侵犯と受容との緊張関係、シティズンシップの拡大とそれに対する批判的他者性との緊張関係が見られます。より多くの同性婚が見られるようになると、ラディカルな関係の様式はより少なくなります。例えば、ゲイの人々のあいだでは合意にもとづく一夫一婦制という形での結婚が長らく行われていますが、それ以外のラディカルな関係はむしろ少なくなっているわけです。家族形成においても同じことが生じます。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの家族が社会に広く受け入れられるにつれて、他のすべての家族と同じような形になってしまうということが生じます。つまり、シティズンシップによって包摂されていくとともに、侵犯という批判的な契機が失われていく危険性があるのです。そこで、クィア理論家のなかには、LGBQの結婚が増加し、その家族の認知が広がっていくことで、クィアな生が同化されて、何

かユニークなものが失われること、通常とは異なるしかたで 生をとらえるユートピア的可能性が失われることを指摘する 方もいます。選択にもとづく家族のあり方が広がることは、多 くの人々によって歓迎されましたが、反対する人々もいるの です。

このような同化にもっとも強く反発したのが、L・ベルサーニ(訳注:アメリカの文芸批評家でクィア理論家)やL・エーデルマン(訳注:同じくアメリカのクィア理論家)です.彼らはクィアの反社会的テーゼ(queer anti-social thesis)を提示しました.同化によって、クィアの生に本質的な何かが失われてしまうというのが彼らの主張です.また、L・バーラント(訳注:アメリカの哲学者、カルチュラル・スタディーズの理論家)は、社会のイメージが大人ではなく子どもによって形成されるようになりつつあると指摘しています.このようにして、ゲイやクィアであることの革新的な意味は失われつつあり、さらに、シティズンシップが与えられることで規範へと同化されているというのです.

私の研究は、若いゲイ男性がこの点についてどう考えてい るのかを明らかにするものでした。彼らは、規範に近づきた いと考えているのでしょうか、それとも、ラディカルに異なっ ていたいのでしょうか、研究に参加した20人のゲイ男性のう ち、父親になりたい人が半数、なりたくない人が半数で、ほ ぼ同じ比率でした. これ自体が、前の世代のゲイ男性とは大 きく異なっています (訳注:前世代のゲイには父親になろうと するものはほとんどいなかったと言われている). 鍵となる発 見は、親になるかならないかという欲求は政治的に決定され るものではなく、幼児期にどのような家族で過ごしたかによっ て決まるものである、という点にあります。 自分の子ども時代 が幸せであれば、自分が親になることでその幸せを受け継が せたいと考えているし、子ども時代が不幸だったと感じてい ると、そうした自分の経験を反復したくないし、親にもなりた くないと考えるようです。自分自身が経験したのと同じように、 家族の夢をかなえたいという思いが見て取れます. ここには、 家族という規範的なイメージが作用しています. 親になるこ とを拒否する人たちのなかには、反社会的テーゼを理由とす る人は見られませんでした。 クィアでありたいから親になりた くないということではなく、子ども時代が不幸だったので親に なりたくないという考えなのです.

アメリカにおける同テーマの研究では、伝統的なシティズ

ンシップのあり方は受け入れられており、それとともに批判 的思考は失われつつあるということが明らかになっています. つまり、ゲイ・コミュニティにおいては伝統的な異性愛家族 に対する批判的な見方がもともとあったのですが、家族形成 という特権を与えられるようになってから、そうした批判が失 われつつあるようです.

6. 批判的な未来のために

また、誰が親になるのか/なれないのか、をめぐって緊張があります。通常、アメリカやヨーロッパの場合、親になっているゲイは、中産階級の白人です。親になれない人たちは、その集団の外部の人々です。結婚する権利や親になる権利を拡大していくにあたって、反社会的テーゼの持つ侵犯という契機をどのように残せるか、問われています。同化の力が強すぎると、規範に対する侵犯の力が失われ、侵犯とシティズンシップの弁証法そのものが崩壊してしまうでしょう。ゲイであることやクィアであることにともなう固有の性質が失われ、逆説的に、ゲイやクィアに対する抑圧が強まることになってしまうでしょう。ゲイもクィアも他の人々と同じになってしまって、そのユニークさが失われるからです。そうした事態を求めている人々もいますが、すべての人々が同化してしまうことで失われる価値こそ、ここで私たちが問わなければならないことでしょう。

弁証法は、たんに直線的に進歩的な方向に進んでいく運動ではありません。直線的な進歩は、何かユニークなものを代償にし、それを失うという危険をはらんでいます。この点について、私は、思考についての思考をうながしたいのです。イデオロギーとユートピア、シティズンシップと侵犯は、ともに運動せねばならないはずです。反社会的なポジションの恩恵は、差異のための空間を解放する力にあります。規範的な空間の地平を拡大し、多様性のための空間を拓くこと、これは、批判的な想像力とともに未来を拓く思考なのです。